

小金井市社会福祉法人指導監査実施方針 新旧対照表

(下線部分は変更部分)

令和 8 年度	令和 7 年度
令和 <u>8</u> 年度 小金井市社会福祉法人指導監査実施方針 1 基本方針（現行のとおり） 2 一般監査の重点項目 （1）法人運営 ア 定款（現行のとおり） イ 内部管理体制（現行のとおり） ウ 評議員 （ア）適正な手続きにより選任又は解任されているか。 （イ）要件を満たす者が選任されているか。 <u>（ウ）欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいないか。</u> （<u>エ</u>）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。 エ 評議員会（現行のとおり） オ 理事（現行のとおり） カ 監事（現行のとおり） キ 理事会（現行のとおり） ク 会計監査人（現行のとおり） ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等（現行のとおり） （2）事業（現行のとおり） （3）管理（現行のとおり） （4）その他（現行のとおり）	令和 <u>7</u> 年度 社会福祉法人指導監査実施方針 1 基本方針（略） 2 一般監査の重点項目 （1）法人運営 ア 定款（略） イ 内部管理体制（略） ウ 評議員 （ア）適正な手続きにより選任又は解任されているか。 （イ）要件を満たす者が選任されているか。 （<u>ウ</u>）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。 エ 評議員会（略） オ 理事（略） カ 監事（略） キ 理事会（略） ク 会計監査人（略） ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等（略） （2）事業（略） （3）管理（略） （4）その他（略）

令和 8 年度	令和 7 年度
3 実施計画 (1) 対象法人（現行のとおり） (2) 実施形態（現行のとおり） (3) <u>全体計画</u> <u>当該指導監査を実施する年度の前年度末までに作成する。</u> (4) 選定方針 ア 選定時点 原則として、令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。 ただし、年度途中で設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。 イ 選定方法（現行のとおり） 4 都内区市への支援（現行のとおり） 5 関係団体等との連携（現行のとおり）	3 実施計画 (1) 対象法人（略） (2) 実施形態（略） (3) <u>全体計画の作成時期</u> <u>本方針を踏まえ、年度当初に策定する。</u> (4) 選定方針 ア 選定時点 原則として、令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日時点で現存する法人とする。 ただし、年度途中で設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。 イ 選定方法（略） 4 都内区市への支援（略） 5 関係団体等との連携（略）